

規制改革・民間開放推進会議
国際経済連携ワーキンググループ

平成 18 年 12 月 11 日
総務省

(別記様式)

[3章 7 国際経済連携分野]

項目	【問題意識】
修正案	<p>こうした中、このたびの第3次答申に当たっては、従来の検討を更に深め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第10条第2項による「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」との規定が、外国人住民にとって更に権利の保障と義務の履行の実効性が高まるような具体的施策を中心に示すものとする。併せて、受入れを促進すべき専門的・技術的分野の外国人労働者に係る範囲・要件・手続の緩和について示しながら、今後、受入れ範囲を拡大すべき分野を提示することとする。</p>
修正理由	<p>総論部分たる【問題意識】の中で地方自治法第10条第2項を中心的なものとして引用しているが、一方で、これに引き続く【具体的施策】については、使用者に対する責任の明確化、使用者以外の受入れ機関等に対する責任の明確化、在留資格の変更、及び在留期間の更新許可のガイドライン化並びに事例の公表など、外国人に対する地方公共団体の施策とは無関係な項目のほうがむしろ多くなっており、総論の【問題意識】と各論の【具体的施策】との間に齟齬がある。</p> <p>地方自治法第10条第2項は、市町村における外国人の在留情報の管理に関する具体的項目において引用すれば十分であり、かつそうすべきものであって、総論部分に係る上記地方自治法の記載については削除し、上記のと通りの修文をお願いしたい。</p>

(別記様式)

[第3章 7 国際経済連携分野]

項目	(1) 在留外国人の入国後のチェック体制の強化 外国人の在留に係る情報の相互照会・提供【平成20年通常国会に関係法案提出】 外国人登録制度の見直し【平成20年通常国会に関係法案提出】
修正案	<p>外国人の在留に係る情報の相互照会・提供【平成20年通常国会に関係法案提出】 平成19年度詳細検討</p> <p>外国人登録制度が大幅に見直される後述(1)のとおり改正されることを踏まえ、地方自治法(昭和22年法律第67号)第13条の2の「市町村は、別に法律の定めるところにより、その住民につき、住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならない」との規定に着目し、国及び地方の財政負担を軽減しつつ、外国人の居住関係に係る記録を整備するためとして、住民基本台帳制度も参考としつつ、国及び地方公共団体が整備する適法な在留外国人の台帳制度住民基本台帳制度及び住民基本台帳システムを可能な範囲で活用し、後述(1)のとおり、住民基本台帳制度の外国人住民への適用又は外国人住民基本台帳制度の創設等の整備を行うべきである。</p> <p>外国人登録制度の見直し【平成20年通常国会に関係法案提出】 平成19年度詳細検討</p> <p>外国人登録法(昭和27年法律第125号)は在留外国人の公正な管理に資することを目的としており、この点において出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)と変わるところがない。その目的は、外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめることで達せられるとされるが、この点により、外国人登録制度は実質的に外国人住民の地位に関する記録としても利用されるところとなっている。</p> <p>しかしながら、事務を行う市町村では、外国人と日本人により形成される世帯(いわゆる混合世帯)に係る記録について、外国人登録原票に加えて住民基本台帳も参照しなければ正確な情報を把握できないなど、それぞれ目的を異にする住民基本台帳制度と外国人登録制度を同時に並行して運用する現在の状況は、世帯の実態を踏まえた上で行政サービスの適用可否を判断するといった局面で支障があるとの指摘がある。この点、総務省では、「住民票の備考欄への外国人配偶者の氏名の記載について」(平成14年3月15日付総行市第40号)を发出し、本例のような世帯構成について把握しておくことは、市町村における行政の効率的な運用に資するものであるとともに、住民の利便の向上にもつながるものと考えられることから、当該住民から要望があった場合については、外国人の配偶者の氏名を住民票の備考欄に原則として記載することが適当とする運用を行っている。ところが、こうした運用だけでは市町村において効果的・効率的な行政サービスを行うことができず、市町村独自のシステムを構築して世帯単位での住民の把握に努め、当該システムの開発や維持管理に相当の経費を支出せざるを得ない等の課題もあるのが実状である。</p> <p>したがって、外国人の身分関係や在留に係る規制については、原則として出入国管理及び難民認定法に集約し、現行の外国人登録制度は、市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から、(適法な)在留外国人台帳制度住民基本台帳制度の外国人住民への適用又は総務-</p>

	<p>法務両省が共管する外国人住民基本台帳法(仮称)へと改編して外国人登録制度の住民基本台帳制度への一元化又は近接を実現し、先述(1)のとおり、外国人の在留に係る情報の相互照会・提供が可能な仕組みと合わせて国及び地方公共団体が整備するべきである。</p> <p>なお、改編後の当該制度同法の目的は、<u>現行の外国人登録法及び日本人住民を対象とする住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)も参考としてに倣い、外国住民の居住関係を明確ならしめ、外国人住民の居住関係の公証、その他の外国人住民に関する事務の処理の基礎とする</u>とともに外国人住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、<u>あわせて外国人住民に関する記録の適正な管理を図るため、外国人住民に関する記録を正確かつ統一的に行う外国人住民基本台帳の制度を定め、もって在留外国人の公正な管理に資するとともに、外国人住民の利便を増進しするとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資すること、</u>とすべきである。</p>
<p>修正理由</p>	<p>【全体的意見】</p> <p>適法に在留する外国人も住民であり、地方公共団体が行政サービスを提供するためにも、適切な台帳制度は必要であると考えている。</p> <p>現状の外国人登録制度についても規制改革要望が寄せられていることは承知しているが、これらの要望は、国からの連絡に基づき不法滞在者と適法な在留外国人を区別できるようにすること、及び 現在住民基本台帳制度で認められている市町村長の職権による記載及び削除等を可能とし台帳の正確性を向上することをその主眼とするものであると理解している。なお、全国市長会及び全国町村会からは、議論の対象となっている外国人登録制度の住民基本台帳制度への一元化又は近接について、要望はないところ。</p> <p>これらの課題を解消し、いかにして適切かつ効率的な台帳制度を設けるかについては、現在、政府内でも検討を進めているところであり、また、今後、実務を行う市町村の意見も幅広く聴取して検討を進める必要があることから、現段階で特定の法制度に限定して方向性を確定させるべきではないと考える。</p> <p>また、住民基本台帳制度については、新たな制度設計を考慮する際に参考となることは考えられるが、これを適法に在留する外国人にも適用することは、上記の問題点の抜本的な解決策とはならないことに加え、在留許可の有無等についての国からの情報と関与を前提とした制度となること、現行住民基本台帳法では有していない「管理」の性格を有するようになること、外国人固有の情報を登載する必要から全国の市町村の既存住基システムを改修しなければならない可能性があり、市町村が多額の費用を負担することが懸念されること、現在、外国人登録事務については、法務省が市町村に所要経費を財源措置しているところであるが、住民基本台帳制度との一元化等により委託費が廃止されれば、市町村の理解は到底得られるものではないことから、困難であると考えている。</p> <p>さらに、「外国人登録制度の住民基本台帳制度への近接」については、近接の趣旨が明らかではないが、住民基本台帳制度と同等の制度とすることを指すならば、上記の理由により困難である。</p>

【個別理由】

1行目

本件については、本年度中に得られる結論にしたいがい、更に制度の詳細について検討を深める必要がある。

2行目

地方自治法第13条の2は、昭和42年制定の住民基本台帳法の附則による改正により設けられたものであり、同条の「別に法律の定めるところにより」とは、住民基本台帳法を想定したものである。そして、住民基本台帳法は、住民基本台帳に記録される住民を、国籍法、戸籍法の適用を受ける日本国民であるとし、外国人には適用されないこととされている。

このことから、法第13条の2に規定する「住民」については、日本国籍を有する自然人を念頭に置いていたものと考えられる（この意味において、第10条とは「住民」の範囲が異なることとなるが、これは法人についても同じことである。）。

また、このことは、外国人の在留に関する情報の把握が、日本人と異なり、「在留外国人の公正な管理」（外国人登録法第1条）の目的を離れては行い得ないものであり、制度設計に当たっては、在留管理制度における位置付けを見据えつつ、それに伴う関係行政庁との連携や申請を行う外国人の負担の程度等も勘案すべきものであって、単に市町村が住民基本台帳を設ければよいというものではないことから裏付けられる。

「法第13条の2に着目して外国人にも日本人と同様の住民基本台帳を設けるべき」との表現は、法第13条の2の趣旨について誤解を与えるものとする。

5～8行目

全体的意見のとおり、現段階で特定の法制度について方向性を確定すべきではないと考える。

第1段落1行目

本件については、本年度中に得られる結論にしたいがい、更に制度の詳細について検討を深める必要がある。

第2、3段落

混合世帯については、「住民票の備考欄への外国人配偶者の氏名の記載について」（平成14年3月15日付総行市第40号）により既に措置しているところであり、住

民票に適切な記載がなされるシステムとなっているところ。

外国人登録原票が個人単位のものであるため、独自に世帯ごとに情報を管理するシステムを構築している団体もあるものと聞いている。

したがって、混合世帯の存在と独自システムの構築は直接の関係がないものであるため、削除すべきである。

第4段落4～7行目

全体的意見のとおり、現段階で特定の法制度について方向性を確定すべきではないと考える。

第5段落1行目

全体的意見のとおり、法形式、制度の詳細等が確定していない中で、法律の目的規定を確定するかのような表現は、今後の検討を進めていく上で適当ではないと考える。

第5段落3～6行目

外国人は在留許可があつて始めて適法に日本国に在留できるものであり、当然に日本国に居住できる日本人とは法的地位が異なるもの。

このため、当該制度の目的は、「在留外国人の公正な管理」を前提としつつ、「住民の利便の増進」、「行政の合理化」が加わるもの。

項目	<p>(1) 在留外国人の入国後のチェック体制の強化 在留資格の変更、及び在留期間の更新許可のガイドライン化【平成 19 年度措置】 並びに事例の公表【平成 19 年度以降逐次措置】</p>
修正案	<p>また、例示した諸情報は、外国人本人に書類の提出を求めることによる既存の制度で取得しうる情報を有効に活用しつつ、先述(1) 「外国人の在留に係る情報の相互照会・提供」にあるとおり、国の機関同士、及び国の機関と地方公共団体との間で共用が可能となるよう、住民基本台帳システム外国人出入国情報システム、社会保険システム等の間で、我が国における外国人の権利の保護及び義務の履行に係る情報を効果的かつ効率的に収集する方法の在り方に絡めて措置すべきである。</p>
修正理由	<p>住民基本台帳法は日本国籍を有しない者については適用が除外されているため、住民基本台帳システムには外国人の情報は保存されていないものであり、事実誤認である。</p>